

米国特許プロセキューションにおける審査官インタビュー

2013年03月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

ペンディング状態にある特許出願に関し、出願人（特許弁護士または弁理士も可）は、審査官インタビューを行うことが認められ、審査官に考慮して欲しい事項を考慮してもらうことが可能です。このようなインタビューの形態として、個人面談、電話協議、テレビ会議、及び email によるインタビューがあります（いずれも 30 分以内）。

但し、継続出願等の場合を除き、特許出願の特許性に係る協議のためのインタビューは、First OA の発行前には認められません。また、email でのやりとりについては、事前に承諾を得ておく必要があります（37 CFR 1.133、MPEP 713、MPEP 502.03 参照）。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.